



事務連絡
平成18年4月25日

各地方厚生局指導・監査部門 御中
各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局審査管理課

地方厚生局が行う製造業許可等に係る登録免許税の課税について

登録免許税の取扱については、平成18年3月31日付薬食審査発第0331025号及び薬食安発第0331012号厚生労働省医薬食品局審査管理課長・安全対策課長通知「登録免許税の課税に伴う国が行う医薬品、医療機器等の製造販売業の許可等に係る事務処理について」（以下「通知」という。）により示されたところですが、今般、手数料で申請していたものが課税されることとなったものの事務処理を念頭に下記のとおり留意事項等を整理したので、よろしくお願ひします。

なお、参考までに別紙1「登録免許税の納付方法について」を添付いたしますので、関係業務に御活用願ひします。

記

1. 納付額に不足が生じている場合の留意事項

各地方厚生局が行う製造業許可等に関する手数料との比較において納付すべき登録免許税の額に不足が生じている場合には、別紙2を参考に関係業者あて事務連絡を各地方厚生局で作成いただき、各申請者に連絡いただくようお願ひします。

また、都道府県薬務主管課におかれましては、申請者から提出される不足した納付額の書類の地方厚生局への経由事務につきまして、よろしくお願ひします。

2. その他の留意事項

(1) 収入印紙貼付による納付について

特別な事情のある場合には印紙の貼付による納付を認めます。特別な事情とは、通知によるほか、近くに税務署もしくは日銀代理店である銀行や郵便局がない場合等とします。

(2) 管轄違いの税務署へ納付された書類について

管轄の税務署を誤認して納付されたことが判明した書類についても、受理し

て差し支えありません。

(3) 還付に関する事務処理について

申請書の取下げ等により還付する場合の事務処理については、後日連絡することとします。

登録免許税の納付方法について

1. 納付場所

認定又は許可権者の所在地を管轄する税務署（（1）又は（2））又は日本銀行（本店、支店、一般代理店、歳入代理店（郵便局を含む））

※日本銀行ホームページから語句検索で「歳入代理店」等と入力すると最寄りの店舗を検索できます。

- （1）外国製造業者認定にあつては厚生労働省の所在地を管轄する税務署
（領収済通知書の宛先）

管轄税務署 麹町税務署 電話（代）03-3221-6011 税務署番号 00031017

- （2）製造業許可にあつては地方厚生局の所在地を管轄する税務署
（領収済通知書の宛先）

①北海道厚生局

管轄税務署 札幌北税務署 電話（代）011-707-5111 税務署番号 00037034

②東北厚生局

管轄税務署 仙台北税務署 電話（代）022-222-8121 税務署番号 00039001

③関東信越厚生局

管轄税務署 浦和税務署 電話（代）048-833-2651 税務署番号 00033018

④東海北陸厚生局

管轄税務署 名古屋東税務署 電話（代）052-931-2511 税務署番号 00041036

⑤近畿厚生局

管轄税務署 東税務署 電話（代）06-6942-1101 税務署番号 00035019

⑥中国四国厚生局

管轄税務署 広島東税務署 電話（代）082-227-1155 税務署番号 00045013

⑦九州厚生局

管轄税務署 博多税務署 電話（代）092-641-8131 税務署番号 00049054

2. 納付に必要な書類

領収済通知書

3枚綴りの様式です。

1枚目（領収済通知書）に所定の内容を記載して下さい。2、3枚目に複写されます。3枚目（領収証書）が納付時に領収書として、押印されて返却されます。

※①領収済通知書様式は管轄税務署又は最寄りの税務署で入手して下さい。なお、そこで年度、税目番号、税務署名、税務署番号を印字して

もらうことができます。

なお、日銀代理店等には様式が置いていない場合がありますので、個々に確認して下さい。

- ②管轄違いの税務署名、税務署番号を二重線で消して訂正して使用しても受け付けないよう指導している税務署もありますのでご注意ください。

(記入例①) 平成18年度に外国製造業者認定申請する場合

- ・年度 : 18
 - ・税目番号 : 221
 - ・税務署名 : コウジマチ
 - ・税務署番号 : 00031017
 - ・本税 : ￥90,000 (右詰めで記入)
 - ・合計額 : ￥90,000 (右詰めで記入)
 - ・住所(所在地): 電話番号 - - ←申請者住所等を記入
米国〇〇州〇〇
 - ・氏名(法人名) America Pharma LTD ←申請者氏名を記入
- ※「納期等の区分」の記入は不要

(記入例②) 平成18年度に北海道厚生局に製造業許可申請する場合

- ・年度 : 18
 - ・税目番号 : 221
 - ・税務署名 : サッポロキタ
 - ・税務署番号 : 00037034
 - ・本税 : ￥90,000 (右詰めで記入)
 - ・合計額 : ￥90,000 (右詰めで記入)
 - ・住所(所在地): 電話番号 - - ←申請者住所等を記入
東京都千代田区霞が関～
 - ・氏名(法人名) 厚生製薬株式会社 ←申請者氏名を記入
- ※「納期等の区分」の記入は不要

3. 領収証書の提出方法

領収印が入った領収証書(様式3枚目)の原本を製造業許可申請書又は外国製造業者認定申請書等の裏面に貼付して当該申請書受付窓口へ提出して下さい。

なお、不足する金額の領収証書の提出に当たっては、(別紙様式)登録免許税納付届に貼付して下さい。

別紙 2

事 務 連 絡
平成 年 月 日

〇〇〇〇株式会社 御中

厚生労働省医薬食品局審査管理課

外国製造業者認定に係る登録免許税の課税について

平成18年4月1日からの所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号）の施行に伴い、平成 年 月 日付御社からの申請に係る認定にあたって登録免許税が課税されることとなり、既に納付いただいた金額に不足が生じることとなりました。

つきましては、不足額を管轄税務署又は日本銀行等に納付いただき、別紙様式「登録免許税納付届」に領収印が入った領収証書を貼付（特別の事情のある場合は印紙を貼付）し、独立行政法人医薬品医療機器総合機構審査管理部業務課あて持参又は郵送（郵送の場合は必ず簡易書留とし、封筒の表に「登録免許税」と朱書きして下さい）により提出いただくようお願いいたします。

なお、納付方法は別紙のとおりですので、よろしくようお願いいたします。

また、納付いただく金額(不足額)は次のとおりですので、念のため申し添えます。

納付金額 70,600円

(登録免許税額 90,000円 - 申請書への収入印紙貼付済額 19,400円
= 不足額 70,600円)

登録免許税納付届提出先：

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 審査管理部業務課

所在地 〒100-0013

東京都千代田区霞が関1-2-2 新霞が関ビル

電 話 03-3506-9437

(別紙様式) (外国製造業者認定申請用)

(表)

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者

住所 (法人にあつては主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては法人の名称及び代表者名) 印

代行者

住所 (法人にあつては主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては法人の名称及び代表者名) 印

登録免許税納付届

平成 年 月 日付け受付番号 　　　　　で申請した外国製造業者認定申請に係る登録免許税の不足額を別添のとおり納付したので領収証書 (又は印紙) を提出します。

※ワープロ等にて印字して作成してください。

※登録免許税の領収証書は裏面、印紙は表面に貼付してください。

※代行者が提出する場合は、申請者の印は省略して差し支えありません。

(裏)

